

引取業者・フロン類回収業者 登録申請等の必要書類一覧表

			① 引取業者登録（登録の更新）申請書	② フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書	③ 引取業者変更届出書	④ フロン類回収業者変更届出書	⑤ 廃業等届出書	⑥ 誓約書	⑦ 役員名簿	⑧ 履歴事項全部証明書	⑨ 住民票（本籍地付）	⑩ 残存フロン類の確認体制の書類	⑪ フロン類回収設備の所有権の証明書類	⑫ フロン類回収設備の種類・能力説明書類	⑬ 申請手数料 （納入通知書または行政オンラインシステム上で納付）		
									※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7		
引取業者	新規	個人が申請	○					○			○	○				新規：5,600円	
	更新	法人が申請	○					○		○	○	○				更新：3,600円	
			(役員全員を申請書に記入できる場合)	○					○		○	○					
	変更	個人の氏名・住所				○			○			○				不要	
		法人の名称・所在地				○			○		○						
		法人の代表者・役員	(役員全員を申請書に記入できる場合)				○			○		○					
			(役員全員を申請書に書ききれない場合)				○			○	○	○					
		事業所の名称・所在地				○			○								
		事業所の追加				○			○				○				
		事業所の廃止				○			○								
残存フロン類確認体制				○			○				○						
廃業							○								不要		
フロン類回収業者	新規	個人が申請		○				○			○		○	○		新規：6,000円	
	更新	法人が申請		○				○		○			○	○		更新：4,000円	
			(役員全員を申請書に記入できる場合)		○				○		○			○	○		
	変更	個人の氏名・住所					○		○			○				不要	
		法人の名称・所在地					○		○		○						
		法人の代表者・役員	(役員全員を申請書に記入できる場合)					○		○		○					
			(役員全員を申請書に書ききれない場合)					○		○	○	○					
		事業所の名称・所在地					○		○								
		事業所の追加					○		○					○	○		
		事業所の廃止					○		○								
回収するフロン類の種類					○		○					○	○				
廃業							○								不要		

凡例 ○：提出を必要とする書類

※1 役員全員を申請書(もしくは届出書)に書ききれない場合。

※2 発行日から3か月以内のものがが必要です。

変更届出と更新申請を同時に行う場合は、1通のみ提出してください。

なお、引取業、フロン類回収業の申請(もしくは届出)を同時に行う場合は、1通のみ提出してください。

※3 発行日から3か月以内の住民票(本籍地(外国籍の方は国籍等)が記載されており、個人番号(マイナンバー)は記載されていないもの。)が必要です。

なお、申請者が未成年の場合は、申請者と法定代理人の本籍地(外国籍の方は国籍等)記載の住民票も必要です。

変更届出と更新申請を同時に行う場合は、1通のみ提出してください。

なお、引取業、フロン類回収業の申請(もしくは届出)を同時に行う場合は、1通のみ提出してください。

※4 貴社における残存フロン類の確認方法がわかる資料、自動車整備士資格証(合格証書)の複写(コピー)、中古車査定士証の複写(コピー)等を提出してください。

なお、残存フロン類の確認方法がわかる資料の記載例は本市ホームページに掲載しています。

※5 フロン類回収設備の納品書・領収書・販売証明書・借用契約書・共同使用規定書・管理要領書等のいずれかの複写(コピー)を提出してください。

フロン類回収設備を所有しているものの、上記書類が提出できない場合は、フロン類回収設備の全体写真及びメーカー・型式が分かる写真を添えた申立書(任意様式)を提出してください。

※6 フロン類回収設備の取扱説明書・仕様書・カタログ等のいずれかの複写(コピー)を提出してください。

※7 新規の登録については、申請内容を確認したうえで申請書類を受理、登録の更新については、現在の登録内容を確認したうえで申請書類を受理し、それぞれ手数料の納入通知書を交付します。行政オンラインシステムによる申請の場合は、同システム上で手数料を納付(クレジットカード・PayPay・LINE Pay)してください。

手数料納付後に登録簿に登録するとともに、申請者あてに登録等通知書を交付します。